

名家連ニュース

令和元年11月1日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.659号

◆◆ 令和元年10月 家族ピア相談事業集計報告 ◆◆

◀相談件数▶

	4月～9月	10月	合計
電話相談	1,234	267	1,501
面会相談	649	195	844
合計	1,683	462	2,345

◀相談人数▶

	4月～9月	10月	合計
電話相談	295	61	356
面会相談	116	35	151
合計	411	96	507

◀支援内容▶

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
年金受給者	4	2	3	1	2	2	3	17
手帳受給者	0	1	0	0	1	1	1	4
家族会入会	1	1	0	1	0	2	2	7



◀相談内容▶

相談項目 相談形態	家族会について	相談 制度利用に関する	医療に関する相談	応相談 病気や障害への対	相談 家族関係に関する	生活に関する相談	就労に関する相談	社会参加等に関する相談	その他	合計
電話相談	9	46	46	47	27	54	4	18	16	267
面会相談	8	34	32	35	25	34	4	17	6	195
合計	17	80	78	82	52	88	8	35	22	462

◀相談者続柄▶「その他」の内訳：14名/専門職・支援者、10名/当事者（うち年金相談者7名）

続柄	祖父母	父親	母親	夫	妻	兄弟	子供	その他	合計
人数	0	5	44	2	0	21	0	24	96



◀家族相談室から▶



PSW/主治医に遠慮せずに面会相談…快く、傾聴/相談/支援

◎ 10月は手帳申請と併せて年金申請（「遡及請求」「額改定請求」）をするために医療機関の精神保健福祉士、作業療法士、主治医に面会して診断書の依頼をするケースが多くありました。相談者と一緒に家族相談員も同席することや診断書作成について快く相談に乗って頂きました。

※「案ずるは産むが易し」…今まで、多くのPSW・医師と面会してきましたが、一人の医師以外はど

次ページに続きます

なたも真摯に対応して頂きました。予約の際「名古屋市精神障害者家族ピアサポート総合事業家族相談員・氏名」を伝え、面会時の名刺交換では、裏面の電話・面会相談とホームページを紹介しています。

◎ いずれのケースも事前に相談者と面会相談を行い、初診日証明や保険料納付記録及び病名などを抑え、診断書の日常生活能力の「判定」「程度」の内容（診断書の項目に即した名家連作成の記録票）を具体的に文章化し、支援者、主治医に届けるようにしています。



◎ 平成21年から開始した家族による手帳・年金受給支援活動の中で、社会保険労務士の方々から多くのことを学ばせて頂いたお陰で、今日では「遡及請求」「事後重症」「額改定請求」「更新」など困難事例以外は家族相談員で対応できるようになりました。

◎ 障害年金申請に必要な「要件」と「診断書の内容」及びガイドラインを理解したうえでPSWや医師に相談すれば、実態を反映した診断書（手帳診断書の場合も同様）を作成して頂けると確信しています。

精神保健福祉士と社会保険労務士の役割を理解・尊重

◎ 日常生活能力実態も医師に伝えず診断書作成を丸投げした結果、不支給通知が届き、慌てて相談に来られる方がいます。今までも不支給理由の殆どは「障害状態が認定基準に該当していない」というケースでしたが、今回も同様の内容でした。

◎ 年金更新（障害状態確認届）の場合も「級落ち」になってから相談がありました。何度も医療機関を訪問し、不支給決定日前の診断書と「受給権停止事由消滅届」を提出し、「難」を免れました。何時もうまくいくとは限りません。良い医師、PSWがいて運が良かっただけだと考えています。

◎ 更新診断書を書いてもらったが心配になって内容を診てほしいと連絡がありました。幸い、ガイドラインをクリアしている内容でしたので提出を促しました。後日、弾んだ声で「今まで通り、無事、更新することができました」と言う連絡が入りホッとしました。



◎ 会員さんには家族会の例会・ニュースなどで繰り返し「事前に相談すること」を呼び掛けて下さい。

◎ 医療機関で不服審査請求まで面倒を見てくれるところは少ないのが現実です。（※患者が多く、そこまで手が回らないという実情もあるのでしょうか。）また、医療機関のPSWと社会保険労務士を対比又は同列にして論評するようなことは慎みましょう。職務・仕事の役割が明らかに異なるからです。

◎ 医療機関のPSWは医師と同じ病院で働いており、相談者と医師との橋渡しをしてくれます。また、福祉のPSWも含め、全生活のステージで精神障害者や家族の相談支援に携わって頂ける職業です。

◎ 一方、社会保険労務士は障害年金の専門職で代理申請もできます。成功報酬なので生活が懸かっています。障害年金受給に繋げるための専門性と執念は誰にも負けない気概で仕事をしています。

今回のケースも社会保険労務士に相談しましたが、「この診断書で覆すのは困難」というものでした。

今回がダメでも次回に向けて社会保険労務士と相談し、本来の障害年金に繋げるようお勧めします。

家族・仲間だからこそ「できること」「分かり合えること」がある

◎ 前述のように、長い年月と体験から、家族相談員で対応できる領域が広がってきました。第3者証明人の獲得などPSWや社会保険労務士でもできない部分を私たち家族・仲間は必死で駆け回ります。



◎ 困っている仲間を障害年金や手帳制度、福祉サービスに繋げること、孤立している仲間にも手を差し伸べ、一緒に社会の偏見・内なる偏見を克服していくこと、家族・当事者が当たり前の人として生きること・暮らすことへの想いは、誰よりも強く、切実です。

◎ 家族・仲間だからこそ「できること」「分かり合えること」があります。この点に確信を持ち、癒し合い、助け合い、学び合う家族会、社会に働きかける家族会運動を活性化させていきましょう！！

文責：名家連家族相談員/堀場